

第2章

現任社会福祉士に対する全国的な 研修プログラム等の開発

第2章 現任社会福祉士に対する全国的な研修プログラム等の開発

1 試行研修の開催と評価

(1)「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」(試行研修)の開催

1)試行研修の目的

厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会がとりまとめた報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」(2018年3月27日)において、地域共生社会の実現に向けて社会福祉士には、包括的な相談体制及び住民主体の課題解決体制を構築するための実践力が求められることが明記された。当報告書をふまえ、社会福祉士養成カリキュラムの改正が進められ、2021年度から導入される一方で、現任の社会福祉士には、速やかに地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク専門職として役割を果たしていくことが求められる。そこで、2019年度に現任の社会福祉士が地域共生社会の実現に向けて新たに求められる役割や機能を果たすことができるようプログラム開発した「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」を全国の社会福祉士に普及するにあたり、その内容や運用について検証することを目的に試行的に研修を開催した。

2)当試行研修の運営方法について

当初の事業計画では、集合形式とリモート方式の2種類の研修運営を行うことで運用上の検証を行う予定であったが、昨今のコロナ禍の影響により、集合形式の研修は断念し(前章の事業計画変更届参照)、講義及び演習を双方向型のリモート研修で行うこととした。ツールはZoomミーティングを用い、各講師及び事務局はそれぞれ異なる場所で研修に参加した。

従って、受講者は現任の社会福祉士であることの他は、試行研修の目的に賛同できること、研修前後のアンケートに協力できること、研修後のフォーカスグループインタビューに参加できることを要件とした。

また、あらかじめZoomミーティングを活用したオンライン研修であることを明らかにして受講者募集を行い、受講にあたって準備が必要な事項について提示するとともに、事前テストの案内を行った。

なお、聴覚障害者対応として、手話対応やUDトーク(フリーアプリ)の検討を行った。Zoomの場合、手話通訳者の画面が小さくなり見にくくなる懸念があることから、聴覚障害者が受講を希望された場合は、受講者によるUDトークの活用を個別に対応することとした。

開催要項を29ページ～31ページに掲載する。

3)試行研修の内容について

2019年度に現任の社会福祉士が地域共生社会の実現に向けて新たに求められる役割や機能を果たすことができるようプログラム開発した「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」の講義要綱(別表(32ページ～40ページ参照)にもとづき、研修レジュメを作成した(講義スライドは41ページ～82ページ参照)。

なお、各講義のねらいと項目は次のとおりである。

ねらい	講義の項目
地域共生社会の実現に向けた社会福祉士の役割(講義)	
○地域共生社会の意義とその実現に向けた課題とともに、実現に向けて求められている機能を理解する。	・地域共生社会とは ・地域共生社会の意義 ・地域共生社会の実現に向けた課題

<p>○ソーシャルワークの原理をふまえて、地域共生社会の実現に向けて社会福祉士が果たすべき役割を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現に求められる体制 ・体制構築の促進のために求められる機能 ・社会福祉士の役割 ・ソーシャルワークの原理(人間の尊厳、人権、社会正義、集団的責任、多様性の尊重、全人的存在) ・倫理綱領の倫理基準
<p>地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク(講義)</p>	
<p>○地域共生社会の実現に向けた社会福祉士の役割を果たすソーシャルワークの全体像を理解する。</p> <p>○中でも、ミクロ、メゾ、マクロシステムの連動的変化を目指した実践を理解する。社会福祉法に新たに規定された重層的支援体制整備事業で表現すると、「相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)」「参加支援事業」「地域づくり事業」の連動を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネラリスト視点にもとづく実践 ・ミクロ、メゾ、マクロシステムの循環的因果関係を踏まえた支援 ・個別課題の普遍化 ・スーパービジョン
<p>地域アセスメントとネットワーク構築(講義・演習)</p>	
<p>○地域共生社会の実現に向けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人への支援だけではなく、地域づくりに向けた支援を視野に入れ、地域住民や他の専門職との協働・連携し、顕在化していない課題にアプローチすることの意義について理解する。 ・断らない相談支援という視点から、地域アセスメントとネットワーク構築について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域アセスメントとは何か ・ネットワーク構築 ・実践をふまえたネットワーク構築の可能性 ・地域における社会福祉士
<p>アドボカシーと意思決定支援(講義・演習)</p>	
<p>○地域社会の実現に向けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワーク実践の根幹であるアドボカシーの意味をあらためて理解する。 ・本人の意思を尊重する支援のあり方について、参加支援と本人を取り巻く環境を視野に入れた権利擁護の視点から理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アドボカシーとは何か ・意思決定支援とは何か ・実践をふまえたアドボカシーと意思決定支援の可能性 ・アドボカシー・意思決定支援と社会福祉士
<p>排除をつくらない相談支援体制の構築(講義・演習)</p>	
<p>○排除をつくらない相談支援およびその体制とはどのようなものなのかを理解する。</p> <p>○「断らない相談支援」に必要な機能を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分野横断的な支援体制 ・「断らない相談支援」に必要な機能 ・社会福祉士の役割 ・アウトリーチ

<p>○排除をつくらない相談支援を実践するためには、どのような役割を、どのような方法で行えばいいのかについて検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング ・リファー ・チームアプローチ ・スーパービジョン ・伴走型支援 ・ICT ・その他
<p>地域で支える体制の構築(講義・演習)</p>	
<p>○地域共生社会の実現に向けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支える主体への理解ならびに地域住民が主体として重要であることへの理解を促す。 ・地域で支える体制の構築に向けた社会福祉士の機能と役割についての理解を促す。 ・地域住民が主体として役割を果たすためには福祉教育が重要であるため、それについて理解を促す。 ・多機関、多職種、福祉以外の機関との協働についての理解を促す。 <p>○参加支援(社会とのつながりや参加の支援)ならびに「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」に向けての力量を形成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域とは何か ・地域で暮らすとはどういうことか ・地域を基盤としたソーシャルワークとは何か ・地域福祉の推進 ・主体と協働 ・福祉教育の概念 ・福祉教育の目標と展開 ・福祉教育の意義 ・自分のまちの福祉教育実践 ・多機関との協働 ・多職種との協働 ・福祉以外の機関との協働
<p>社会資源の活用・開発(講義・演習)</p>	
<p>○地域共生社会の実現に向けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資源の概念についての正確な理解を促す。 ・社会資源を活用・開発することの意義についての理解を促す。 ・社会資源を活用・開発する方法についての理解を促す。 ・計画と計画策定についての理解を促す。 <p>○参加支援(社会とのつながりや参加の支援)ならびに「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」に向けての力量を形成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源とは何か ・ソーシャルワークにおける社会資源の特徴 ・社会資源の活用とその意義 ・社会資源の開発と、その意義 ・SWOT 分析を使い、自分の実践する/住むまちにあるとよいと思う社会資源を考えてみる(個人) ・それをわかりやすく他者に伝えてみる(グループ) ・福祉計画の種類 ・市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の概要と機能 ・策定過程と方法
<p>ソーシャルアクション(講義)</p>	
<p>○地域共生社会の実現に向けた課題等に対処するために、地域における排除構造等を理解し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルアクションの目的等 ・ソーシャルワークにおける位置

<p>て、「参加支援事業」や「地域づくり事業」を行うために、ソーシャルアクションを実践する必要もあることを理解する。</p> <p>○ソーシャルアクションの方法は多様であるが、当事者のエンパワメントを基本とし、社会的に不利な立場におかれている人びとに支援することが社会的に認められている専門職である社会福祉士だからこそ実践できる方法を理解する。</p>	<p>・地域共生社会におけるソーシャルアクションの意義</p> <p>・地域共生社会に向けた実践におけるソーシャルアクションの実践方法</p>
<p>アクションプランの作成（演習）</p>	
<p>○e-ラーニング視聴や講義内容をふまえ、地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク機能を発揮するために明日から何を取り組めば良いのかを明確にする。</p>	<p>・アクションプランの作成</p> <p>・グループ発表&まとめ</p>

4) 試行研修の実施

①開催日程

2020年11月22日～23日

②参加者人数

参加人数等は以下のとおりである。

受講申込者 72名(定員70名)

事前キャンセル 9名(所用、新型コロナウイルスによる急用等)

最終参加者 63名(研修前アンケート提出65名)

1日目修了者 61名(2名は欠席等)

2日目修了者 59名(2名は早退)

最終修了者 59名(研修後アンケート提出60名)

③参加者の主たる属性

- ・社会福祉士としての実務経験年数は5年未満が8名(12%)、15年以上が36名(55%)
- ・勤務先は、高齢、医療、社会福祉協議会、生活困窮者支援関係がそれぞれ10名以上の参加
- ・コミュニティ・ソーシャルワークの実践に近い参加者が66%、レジデンシャル・ソーシャルワークの実践に近い参加者が22%

④演習

- ・6名から7名のグループで演習を実施。Zoomミーティングのブレイクアウトルームを活用。
- ・初日と2日目でグループ構成を変更

⑤講師及びスタッフの配置

- ・講師は自宅等において個々のパソコンで参加
- ・スタッフは会議室(主婦会館)に集合し、個々のパソコンで進行や運営のフォローを実施

⑥オンライン研修に伴う当日のリスク対応

緊急連絡先として主催者携帯電話番号を受講者へ事前周知した。実際に問合せのあった内容としては「Zoomにアクセスできない」「画面をオンにすることができない」「音声途切れる」「接続が切れてし

まう」等があった。なお、受講者側の通信環境に起因する事項は対応ができないことを伝えた。

⑦当日の講師及びスタッフ間の情報共有

初日及び 2 日目の研修開始前後での Zoom による打合せ、昼食休憩時の研修とは別のアカウントでの Zoom 打合せを実施した。また、演習中の情報共有方法として、Google のスプレッドシートを活用した。

5) 試行研修の評価方法について

研修の内容及び運用の評価方法として、研修主催当事者である講師及びスタッフによる研修終了後の評価、受講者全員による研修受講前後のアンケート評価、属性をさまざまになるよう受講者から人選を行い研修受講後に実施したフォーカスグループインタビューによる評価、以上 3 つの方法で評価を行った。

2020年度 地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク 実践力養成研修（試行研修）開催要項

厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会がとりまとめた報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（2018年3月27日）において、地域共生社会の実現に向けて社会福祉士には、包括的な相談体制及び住民主体の課題解決体制を構築するための実践力が求められることが明記されました。

当報告書をふまえ、社会福祉士養成カリキュラムの改正が進められ、2021年度から導入される予定です。その一方で、現任の社会福祉士には、速やかに地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク専門職として役割を果たしていくことが求められます。

そこで、本会では厚生労働省の補助金（社会福祉推進事業分）交付を受け、現任の社会福祉士が地域共生社会の実現に向けて新たに求められる役割や機能を果たすことができるよう、2019年度に研修プログラムの開発を行い、2020年度は2021年度における全国展開に向けて当研修「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」を試行的に先行開催することとしました。

なお、受講者には当研修のブラッシュアップに向けてご意見を伺いたく、受講者全員に対して研修受講前後のアンケートへの協力をお願いします。加えて、研修受講後にZoomでのグループインタビューへのご協力を複数名のかたにご依頼させていただきますので、ご承知おきいただけますようお願い申し上げます。

- 1. 日 程**
- 1日目 … 2020年11月22日（日）10:30～17:10
2日目 … 2020年11月23日（月）9:00～16:50

- 2. 実施方法**
- Zoom ミーティングを用いたオンライン研修として実施します
※ご参加には、PCまたはタブレット等の機器と、インターネットに接続できる環境が必要です。3ページの「オンライン研究会の参加方法」を必ずご確認の上、お申し込みください。

- 3. 定 員**：70名
(定員に達した場合、実務経験等全体のバランスを考慮の上で抽選を行わせていただき、受講者を決定させていただきます。)

- 4. 受講費**：無料

- 5. 申込期限**：2020年10月20日(火)まで

- 6. 受講可否**：受講の可否は、10月下旬頃にご連絡いたします。併せて、受講に伴う注意事項、キャンセル扱い等もご案内します。11月上旬頃を迎えても連絡ない場合は、以下の問い合わせ先宛てにご連絡ください。

- 7. 受講要件**：以下の要件をすべて満たしていること。
- ①現任の社会福祉士であること。
 - ②本調査研究事業に賛同いただけること。
 - ③研修前後のアンケートにご協力いただけること。
 - ④研修後、Zoomでのグループインタビューにご参加いただけること
(Zoomでのグループインタビューは別途お声掛けさせていただきます。)

8. スケジュール及びプログラム（予定、プログラム等は変更となる場合があります。）

時 間	内 容
10：30～10：40	オリエンテーション、開会挨拶
10：40～12：10 講義（90分）	講義 「地域共生社会の実現に向けた社会福祉士の役割」 講師 道念 由紀 氏（厚生労働省社会・援護局 社会福祉専門官） 高良 麻子 氏（法政大学）
12：10～13：00	昼食休憩
13：00～13：40 講義（40分）	講義 「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク」 講師 高良 麻子 氏（法政大学）
13：40～15：25 講義・演習（105分）	講義・演習 「地域アセスメントとネットワーク構築」 講師 高山 由美子 氏（ルーテル学院大学）
15：25～15：40	休憩
15：40～17：10 講義・演習（90分）	講義・演習 「アドボカシーと意思決定支援」 講師 高山 由美子 氏（ルーテル学院大学）
	1日目終了
時 間	内 容
9：00～9：05	事務連絡
9：05～9：55 講義・演習（50分）	講義・演習 「排除をつくらない相談支援体制の構築」 講師 荒井 浩道 氏（駒澤大学）
9：55～10：05	休憩（10分）
10：05～11：40 講義（95分）	講義 「地域で支える体制の構築」 講師 加山 弾 氏（東洋大学）
11：40～12：30	昼食休憩
12：30～14：00 講義（90分）	講義 「社会資源の活用・開発」 講師 加山 弾 氏（東洋大学）
14：00～14：15	休憩
14：15～15：15 講義（60分）	講義 「ソーシャルアクション」 講師 高良 麻子 氏（法政大学）
15：15～16：45 演習（90分）	演習 「アクションプラン」 講師 中田 雅章 氏（日本社会福祉士会理事 生涯研修センター企画・運営委員会 委員長）
16：45～16：50	閉会

9. 申込方法：右のQRコードまたは下記のURL、または本会ホームページから、本研修の申込フォームにアクセスしていただき、必要事項をご記入の上、お申し込みください。



URL <https://reg18.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=oard-ldldtf-a4dd632658990bb6d10b3df4d34915d4>

10. 個人情報の取扱いについて：

本試行研修の申し込み及び受講に際していただいた個人情報は、本試行研修の検証の目的以外には使用しません。ご本人の同意がなければ第三者に個人情報を提供することはありません。取得した個人情報は管理責任者を定め、紛失や漏洩などが発生しないよう安全対策を実施いたします。

本研修は、オンライン（Zoom ミーティング）で開催しますので、以下の「オンライン研修の受講方法」を必ずご確認の上、お申し込みください。

公益社団法人 日本社会福祉士会
オンライン研修の受講方法

オンライン研修を受講いただくにあたり、事前に準備いただきたい事項、使用機器等についてご案内いたします。

◆ **本研修（Zoom ミーティング）を受講するにあたり準備いただきたい事項**

- ・ パソコン、スマートフォン、タブレットから受講いただけますので、受講に必要な機器をご準備ください。受講いただくにあたっての必要な機器及び詳細を、以下に記載しておりますので、ご確認の上、お申し込みください。
- ・ 本研修では、ビデオ講演会システム Zoom ミーティングを使用いたしますので、事前に Zoom アプリをダウンロードしてください。なお、本研修を受講いただくだけならば Zoom アカウントの取得（サインアップ）は不要です。

◆ **使用機器の確認（詳細）**

本研修では、Zoom ミーティングにおいてマイク音声、自身の画像を表示して受講することが条件となりますので、研修までに、次の受講に必要な機器をご準備ください。なお、音声はパソコン等に内蔵されている機器で受講いただけますが、イヤホンの使用を推奨いたします。

長時間にわたり、映像を視聴いただくため、安定した自宅等でのインターネット回線（Wi-Fi 等）での受講を推奨いたします。携帯電話会社の回線（パケット通信）でも受講は可能ですが、データ量が大きいいため、通信料金やお使いの端末の契約内容にご注意ください。

＜**受講に必要な機器**＞ ※以下のいずれかを満たしていることが必要です。

- ・ 内蔵または外付けカメラ＋WindowsPC（Windows8.1 または 10）
- ・ 内蔵または外付けカメラ＋Mac（OS10.13 以降）
- ・ 内蔵カメラ＋iPad（iOS12 または iPadOS）
- ・ 内蔵カメラ＋タブレット（Android7 以降）
- ・ 内蔵カメラ＋スマートフォン（iOS12 以降、Android7 以降）

◆ **事前テストについて**

Zoom アプリをダウンロードしたら、事前に接続テストを行うことをお勧めします。システム要件などもご確認ください。

Zoom テスト用 URL : <https://zoom.us/test>

◆ **その他**

受講者の通信環境、通信機器の原因により、当日参加できない場合には対応できかねますので、予めご了承ください。

＜**本件に関する問い合わせ先**＞

公益社団法人 日本社会福祉士会 生涯研修センター

E-mail : kenshu-center@jacsw.or.jp

TEL : 03-3355-6541（月～金 10:15～16:15）

テーマ 地域共生社会の実現に向けた社会福祉士の役割（講義）

講義のねらい

- 地域共生社会の意義とその実現に向けた課題とともに、実現に向けて求められている機能を理解する。
- ソーシャルワークの原理をふまえて、地域共生社会の実現に向けて社会福祉士が果たすべき役割を理解する。

講義内容と講義のポイント（計90分）

テーマ	項目	講義のポイント	研修形態	目安時間
・本テーマの目標確認	・本テーマの目標	・目標を確認する。	リモート研修 (講義)	2分
・地域共生社会の意義	・地域共生社会とは ・地域共生社会の意義 ・地域共生社会の実現に向けた課題	・地域共生社会が必要とされる日本の現状をふまえ、地域共生社会の意義、及び、その実現に向けた課題を確認する。	リモート研修 (講義)	30分
・地域共生社会の実現において求められる機能	・地域共生社会の実現に求められる体制 ・体制構築の促進のために求められる機能	・地域共生社会の実現に向けて求められる体制やソーシャルワークの機能、及び、社会福祉士に求められる実践能力を確認する。	リモート研修 (講義)	15分
・地域共生社会に向けた社会福祉士の役割	・社会福祉士の役割 ・ソーシャルワークの原理（人間の尊厳、人権、社会正義、集団的責任、多様性の尊重、全人的存在） ・倫理綱領の倫理基準	・地域共生社会の実現に向けた体制構築の促進のための機能を果たすために、どのような役割を果たさなければならないかについて説明する。そして、それらの役割は原理にもとづいていることを確認する。そのうえで、社会福祉士の実践を紹介しながら、社会福祉士の役割および倫理基準を解説する。	リモート研修 (講義)	40分
・まとめ	・目標の達成状況の確認	・本テーマの目標を達成できたかどうかを確認する。	リモート研修 (講義)	3分

テーマ 地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク（講義）

講義のねらい

- 地域共生社会の実現に向けた社会福祉士の役割を果たすソーシャルワークの全体像を理解する。
- 中でも、マイクロ、メゾ、マクロシステムの連動的変化を目指した実践を理解する。社会福祉法に新たに規定された重層的支援体制整備事業で表現すると、「相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）」「参加支援事業」「地域づくり事業」の連動を理解する。

事前課題

- 次のeラーニング講義（既に本会で公開）を視聴する。
 ソーシャルワーク実践報告「地域共生社会における社会福祉士の役割」
 「No01 実践報告1 身近な圏域での個と地域をつなぐ実践」の視聴（約17分）
 講師：中恵美氏（金沢市地域包括支援センターとびうめ）

講義内容と講義のポイント（計40分）

テーマ	項目	講義のポイント	研修形態	目安時間
・本テーマの目標確認	・本テーマの目標	・目標を確認する。	リモート研修（講義）	2分
・ジェネラリストの視点にもとづくソーシャルワーク実践	・ジェネラリスト視点にもとづく実践	・地域共生社会の実現に向けた社会福祉士の役割を果たすために、ジェネラリスト視点にもとづくソーシャルワーク実践が必要であることを説明する。	リモート研修（講義）	15分
・マイクロ・メゾ・マクロシステムの連動的変化を目指した実践	・マイクロ、メゾ、マクロシステムの循環的因果関係を踏まえた支援 ・個別課題の普遍化 ・スーパービジョン	・マイクロ・メゾ・マクロシステムの循環的因果関係を踏まえ、連動的変化を目指した支援について、社会福祉士による実践事例を紹介しながら説明する。その際、スーパービジョンの重要性について触れる。	リモート研修（講義）	20分
・まとめ	・目標の達成状況の確認	・本テーマの目標を達成できたかどうかを確認する。	リモート研修（講義）	3分

テーマ 地域アセスメントとネットワーク構築（講義・演習）

講義のねらい

○地域共生社会の実現に向けて、

- ・個人への支援だけではなく、地域づくりに向けた支援を視野に入れ、地域住民や他の専門職との協働・連携し、顕在化していない課題にアプローチすることの意義について理解する。
- ・断らない相談支援という視点から、地域アセスメントとネットワーク構築について理解する。

講義内容と講義のポイント（計105分 休憩時間は「ネットワーク構築」と「実践をふまえたふりかえり」の間に5分程度入れる。）

テーマ	項目	講義のポイント	研修形態	目安時間
・本科目の目標確認と地域アセスメント	・本テーマの目標 ・地域アセスメントとは何か	・本科目の目標を確認する。 ・地域の課題にアプローチすることの意義を確認する。 ・ネットワーク構築を前提とした地域アセスメントの視点を説明する。	リモート研修 (講義)	20分
・ネットワーク構築	・ネットワーク構築	・地域にネットワークを構築することの意義を確認する。 ・ネットワーク構築の視点と方法について確認する。	リモート研修 (講義)	20分
・実践をふまえたふりかえり	・実践をふまえたネットワーク構築の可能性	・講義内容及び実践をふまえたグループディスカッションを行う。	リモート研修 (演習)	40分
・まとめ	・本科目の目標 ・地域における社会福祉士	・本科目の目標を達成できたかどうかを確認し、社会福祉士として地域をとらえる視点を確認する。	リモート研修 (講義)	20分

テーマ アドボカシーと意思決定支援（講義・演習）

講義のねらい

○地域社会の実現に向けて、

- ・ソーシャルワーク実践の根幹であるアドボカシーの意味をあらためて理解する。
- ・本人の意思を尊重する支援のあり方について、参加支援と本人を取り巻く環境を視野に入れた権利擁護の視点から理解する。

講義内容と講義のポイント（計90分）

テーマ	項目	講義のポイント	研修形態	目安時間
・本科目の目標確認とアドボカシーの内容	・本テーマの目標 ・アドボカシーとは何か	・アドボカシーの意味を確認する。 ・アドボカシーの種類を説明する。	リモート研修 (講義)	20分
・意思決定支援	・意思決定支援とは何か	・意思決定支援をめぐる動向を確認する。 ・参加支援と本人を取り巻く環境を視野に入れた意思決定支援のプロセス・展開を確認する。	リモート研修 (講義)	20分
・実践をふまえたふりかえり	・実践をふまえたアドボカシーと意思決定支援の可能性	・講義内容と実践をふまえたグループディスカッションを行う。	リモート研修 (演習)	30分
・まとめ	・アドボカシー・意思決定支援と社会福祉士	・本科目の目標を達成できたかどうかを確認し、社会福祉士としてアドボカシー・意思決定支援をとらえる視点を確認する。 ・ICTを活用したアドボカシーと意思決定支援の可能性を考える。	リモート研修 (講義)	20分

テーマ 排除をつくらない相談支援体制の構築（講義・演習）

講義のねらい

- 排除をつくらない相談支援およびその体制とはどのようなものなのかを理解する。
- 「断らない相談支援」に必要な機能を理解する。
- 排除をつくらない相談支援を実践するためには、どのような役割を、どのような方法で行えばいいのかについて検討する。

講義内容と講義のポイント（計50分）

テーマ	項目	講義のポイント	研修形態	目安時間
・本テーマの目標確認	・本テーマの目標	・目標を確認する。	リモート研修 (講義)	2分
・排除をつくらない相談支援とは	・分野横断的な支援体制 ・「断らない相談支援」に必要な機能	・制度の狭間や世帯の課題等の複合的かつ分野横断的な課題も含めて包括的に相談を受け止め、適切な関係機関につなげる等を行うことのできる相談支援およびその体制について説明する。	リモート研修 (講義)	15分
・排除をつくらない相談支援の実践	・社会福祉士の役割 ・アウトリーチ ・スクリーニング ・リファー ・チームアプローチ ・スーパービジョン ・伴走型支援 ・ICT ・その他	・排除をつくらない相談支援を実践するために、社会福祉士が果たさなければならない役割およびソーシャルワークの方法をグループで検討する。その後、全体共有しながら、役割や方法について確認する。 ・ICTの活用を考える。	リモート研修 (演習)	30分
・まとめ	・目標の達成状況の確認	・本テーマの目標を達成できたかどうかを確認する。	リモート研修 (講義)	3分

テーマ 地域で支える体制の構築（講義・演習）

講義のねらい

- 新カリキュラムでの学びを自らの実践に活かすことができるよう、知識構築・力量形成を促す。
- 地域共生社会の実現に向けて、
 - ・支える主体への理解ならびに地域住民が主体として重要であることへの理解を促す。
 - ・地域で支える体制の構築に向けた社会福祉士の機能と役割についての理解を促す。
 - ・地域住民が主体として役割を果たすためには福祉教育が重要であるため、それについて理解を促す。
 - ・多機関、多職種、福祉以外の機関との協働についての理解を促す。
- 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）ならびに「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」に向けての力量を形成する。

講義内容と講義のポイント（計90分）

テーマ	項目	講義のポイント	研修形態	目安時間
・本テーマの目標確認	・本テーマの目標	・本テーマの目標を確認する。	リモート研修 (講義)	5分
・地域で暮らす人々の生活とソーシャルワーク	・地域とは何か ・地域で暮らすとは どうということが ・地域を基盤としたソーシャルワークとは何か	・地域概念。 ・地域で暮らすということへの理解を促す。 ・地域を基盤としたソーシャルワークについての理解を促す。	リモート研修 (講義)	10分
・地域住民との協働	・地域福祉の推進主体と協働	・地方自治体、NPO、社会福祉協議会、企業などの役割への理解を促す。 ・当事者/代弁者、ボランティア、住民などの役割への理解を促す。 ・その連携や協働と意義についての理解を促す。	リモート研修 (講義)	20分
・地域福祉の推進と福祉教育	・福祉教育の概念 ・福祉教育の目標と展開 ・福祉教育の意義	・地域住民の主体形成の重要性に関する理解を促す。 ・福祉教育の概念や目標、その展開方法への理解を促す。 ・福祉教育の意義への理解を促す。	リモート研修 (講義)	15分
・〈共有しよう!〉福祉教育プログラムの実際	・自分のまちの福祉教育実践	・自分の住む/働くまちの福祉教育実践を他者に伝え、他者の実践を知ることを通して理解を促す。	リモート研修 (演習)	25分
・多機関、多職種、福祉以外の機関との協働	・多機関との協働 ・多職種との協働 ・福祉以外の機関との協働	・保健、医療との協働。 ・企業、商工、観光、農福連携等との協働への理解を促す。	リモート研修 (講義)	15分
・まとめと質疑応答	・本講義の重要ポイントを示す	・講義の内容の確認や、重要ポイントを再度提示することで、受講者の理解促進をはかる。	リモート研修 (講義)	5分

テーマ 社会資源の活用・開発 (講義・演習)

講義のねらい

- 新カリキュラムでの学びを自らの実践に活かすことができるよう、知識構築・力量形成を促す。
- 地域共生社会の実現に向けて、
 - ・社会資源の概念についての正確な理解を促す。
 - ・社会資源を活用・開発することの意義についての理解を促す。
 - ・社会資源を活用・開発する方法についての理解を促す。
 - ・計画と計画策定についての理解を促す。
- 参加支援(社会とのつながりや参加の支援)ならびに「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」に向けての力量を形成する。

講義内容と講義のポイント (計90分)

テーマ	項目	講義のポイント	研修形態	目安時間
・本テーマの目標確認	・本テーマの目標	・本テーマの目標を確認する。	リモート研修(講義)	5分
・社会資源とは何か	・社会資源とは何か ・ソーシャルワークにおける社会資源の特徴	・社会資源の概念や内容、その特徴を理解することで、この後の講義への導入と理解促進をはかる。	リモート研修(講義)	20分
・社会資源を活用・開発の意義	・社会資源の活用とその意義 ・社会資源の開発と、その意義	・社会資源の活用・開発が地域を基盤としたソーシャルワークの促進にどのような意義があるかの理解を促す。	リモート研修(講義)	10分
・演習・社会資源開発に求められる視点とスキル	・SWOT分析を使い、自分の実践する/住むまちにあるとよいと思う社会資源を考えてみる(個人) ・それをわかりやすく他者に伝えてみる(グループ)	・SWOT分析は、ビジネス等で用いられる問題解決手法で、組織や自己の内部・外部環境を、S(強み)・W(弱み)・O(機会)・T(脅威)に整理し、対応策を導く手法である。新たな視点で資源開発するためのヒントとすることをねらいとする。 ・他者に伝えることでプレゼンの練習も兼ねる。	リモート研修(演習)	35分
・福祉計画の意義と策定、運用	・福祉計画の種類 ・市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の概要と機能 ・策定過程と方法	・各種福祉計画の種類への理解を促したうえで、地域福祉計画の位置づけ、計画の意義と策定プロセス、策定方法を学び、その過程の中での協働や住民参加の意義を理解させる。	リモート研修(講義)	15分
・まとめ	・本講義の重要ポイントを示す	・講義の内容の確認や、重要ポイントを再度提示することで、受講者の理解促進をはかる。	リモート研修(講義)	5分

テーマ ソーシャルアクション（講義）

講義のねらい

- 地域共生社会の実現に向けた課題等に対処するために、地域における排除構造等を理解して、「参加支援事業」や「地域づくり事業」を行うために、ソーシャルアクションを実践する必要もあることを理解する。
- ソーシャルアクションの方法は多様であるが、当事者のエンパワメントを基本とし、社会的に不利な立場におかれている人びとに支援することが社会的に認められている専門職である社会福祉士だからこそ実践できる方法を理解する。

事前課題

次のe-ラーニング講義（既に本会で公開）を視聴する。

ソーシャルワーク実践報告「地域共生社会における社会福祉士の役割」

「No03 実践報告3 ひきこもり支援のしくみづくり」の視聴（約16分）

講師：中井俊雄氏（総社市社会福祉協議会）

講義内容と講義のポイント（計60分）

テーマ	項目	講義のポイント	研修形態	目安時間
・本テーマの目標確認	・本テーマの目標	・目標を確認する。	リモート研修（講義）	2分
・ソーシャルアクションとは	・ソーシャルアクションの目的等 ・ソーシャルワークにおける位置	・ソーシャルワークの原理をふまえたソーシャルアクションの目的や他のソーシャルワークの方法との関係等について説明する。	リモート研修（講義）	10分
・地域共生社会の実現におけるソーシャルアクションの意義	・地域共生社会におけるソーシャルアクションの意義	・他テーマで確認した地域共生社会の実現に向けた課題等を再確認したうえで、ソーシャルアクションの意義について説明する。	リモート研修（講義）	10分
・ソーシャルアクションの実践方法	・地域共生社会に向けた実践におけるソーシャルアクションの実践方法	・社会福祉士の実践事例等を紹介しながら、ソーシャルアクションの実践方法を説明する。	リモート研修（講義）	35分
・まとめ	・目標の達成状況の確認	・本テーマの目標を達成できたかどうかを確認する。	リモート研修（講義）	3分

テーマ アクションプランの作成 (演習)

演習のねらい

- e-ラーニング視聴や講義内容をふまえ、地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク機能を発揮するために明日から何を取り組めば良いのかを明確にする。

演習内容と演習のポイント (計 90分)

テーマ	項目	演習のポイント	研修形態	目安時間
アクションプランの作成	本テーマの目的・演習手順についての説明	演習要綱を基に目的・手順について説明する。	リモート研修(演習)	5分
	アクションプランの作成	2日間の講義を踏まえて、これから何をすべきかのタスクを洗い出し、「具体的にこれからどのようなアクションを起こすのか」についてグループ内で議論する。	リモート研修(演習)	35分
	グループ発表&まとめ	グループごとにアクションプランのプレゼンテーションを行い、講師がそれに対してコメントする。発表グループ数は、時間の範囲内で講師が調整する。	リモート研修(演習)	50分

地域共生社会の実現に向けた
 社会福祉士の役割 (講義) 前半部

厚生労働省社会・援護局 総務課
 社会福祉専門官 道念由紀

地域共生社会の意義

講義の概要

講義のねらい

- 地域共生社会の意義とその実現に向けた課題とともに、実現に向けて求められている機能を理解する。

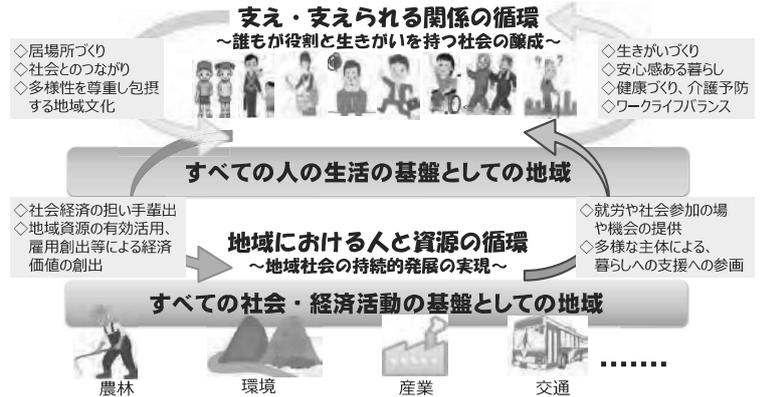
講義の内容とポイント

- 本講義では、地域共生社会の実現に向けた社会福祉士の役割を学ぶ前提として、「地域共生社会の意義」及び「地域共生社会の実現において求められる機能」を取り上げる。

テーマ	項目	ポイント
地域共生社会の意義	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会とは ・地域共生社会の意義 ・地域共生社会の実現に向けた課題 	地域共生社会が必要とされる日本の現状を踏まえ、地域共生社会の意義、及び、その実現に向けた取組や課題を確認する。
地域共生社会の実現において求められる機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現に求められる体制 ・体制構築の促進のために求められる機能 	地域共生社会の実現に向けて求められる体制やソーシャルワークの機能、及び、社会福祉士に求められる実践能力を確認する。

地域共生社会とは

- ◆ 制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



2

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向
 (4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出 「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布 ※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
- 6月 改正社会福祉法の可決・成立 ※市町村における包括的支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

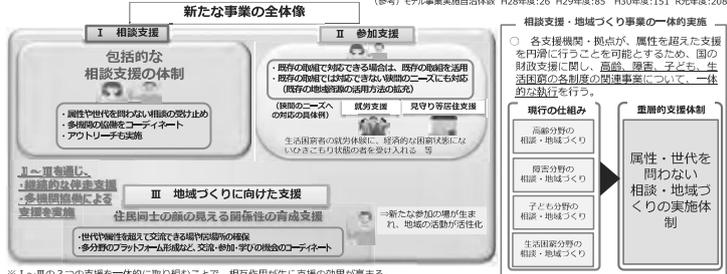
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や状況のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の取組補助金等の目的外利用を避けるための経費負担に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業を実施を希望する市町村の手あたりに基づき**任意事業**、ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（※参考）モリス事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



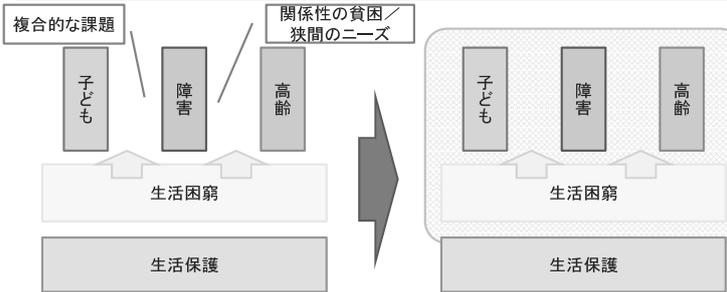
※I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 相談のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する。
 (イ) 地域づくりが活発化、地域住民一人ひとりのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気付きが生まれ、相談支援へ早期につながる。
 (ウ) 災害時の対応にもつながる。

新たな事業における3つの支援の内容

新たな事業（I～IIIの支援を一体的に実施）	I 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施 ○ 以下の2つの機能を強化 <ul style="list-style-type: none"> ① 多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能） ② 個別制度に基づきにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能 	<p>I～IIIを通じ、継続的な伴走支援・多機関協働による支援を実施</p> <p>※ 支援プランの作成（多機関協働と一体的に実施）</p>
	II 参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状況に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施 <ul style="list-style-type: none"> （※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど （※2）就労支援、見守り等居住支援 など ○ 長く社会とのつながりが途切れている者に対しては急性な課題解決を志向せず、段階的に時間をかけた支援を行う 	
	III 地域づくりに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施 ○ 以下の場及び機能を確保 <ul style="list-style-type: none"> ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ② ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能 	

事業の実施により何がかわるのか

- 市町村全体で「断らない包括的な支援体制」を構築できるようにする。
新しい「窓口」をつくるものではない。
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援機関を活かしてつくる
 - 構築に必要な「協働の中核」「継続的な伴走支援」「参加支援」の機能・財政支援を強化
- 体制づくりに必要な費用について、**財政支援を一体的**に行う仕組みにする。
 - 各制度で定められた相談支援機関の**機能を超えた支援が可能**となる。
 （例） ひきこもりの状態にある方への支援、生活保護受給者の方への支援 など



3つの支援を一体的に取り組む理由

市町村が新たな事業について「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりへの支援」を一体的に実施することで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

（期待される効果）

- 1 狭間のニーズに対応した、就労や一時的な住まいの提供など「参加支援」の推進を通じて、相談者の状況等に応じたオーダーメイドの支援が進むことで、「相談支援」もより効果的に機能すること
 - 2 「地域づくりに向けた支援」を通じて、地域で人と人とのつながりが強化され、個人や世帯が抱える課題に対する地域住民の気づきが生まれやすくなり、周囲の人が課題を抱える本人に声をかけることなどを通じ、「相談支援」へ早期に繋がること
 - 3 「地域づくりに向けた支援」を通じて、新たな社会資源が開拓・開発されることにより、「参加支援」において、それらの社会資源に働きかけ、相談者のニーズや課題に応じたメニューが整備しやすくなること
- 3つの支援を一体的に実施し、セーフティネットの強化を図ることは、平時だけでなく、災害発生時の支援体制の充実に繋がる。

事例

新たな事業において実施が期待される支援について

令和元年12月28日
地球共生社会推進検討会
最終とりまとめ（概要）資料

家族構成

【本】 現者が多い
例：専業主婦
【他】 長男、平登校

【本】 <本人>
Aさん(女性)39歳

【本】 <家族構成>
持病により入院歴 夫40歳、娘10歳 生活

◆ 支援のきっかけ

- Aさん(本人)は、持病を抱え入院を繰り返している。自身の身の回りのことは何とかできるが、家事などは困難である。
- 夫(40歳)や娘(10歳)に負担をかけていることを心苦しく思い、病後のソーシャルワーカーに相談したことを契機として、新しい事業における相談窓口の支援員につながる。

<相談の始まり>

- 支援員がアウトリーチをしながら、Aさんと面談。課題が以下のとおり明らかになる。
 - ・ 夫がAさんの看病や家事全般を担っている。
 - ・ 娘は思いやりのない性格で、暴言、不意な攻撃がある。
 - ・ Aさん自身も持病を抱え苦しんでいるが、吐露できる人がおらず辛い。

<相談後すぐに行なった支援>

- Aさんの心のケアや夫の看病疲れの軽減のため、短期のレスパイトケアを提案。
- 各種施設を視察したところ、近くに入所できるところがなかったため、支援員から依頼を受けた参加支援の役割を担う方が、地域で一時生活支援事業を行う法人に施設管理の体制で利用できるように依頼し、一時的な入所が実現。この際、Aさんの病状管理のため、医療機関とも連携を図り安心して入所できる体制を構築する。

<その他の経過>

- Aさん家族が暮らす地域は、以前から、地域住民同士のつながり作りを目的とした、「場」づくりが活発であり、その場においてAさん家族のことや子どもの孤食が話題となり、子どもも気軽に立ち寄れる食卓を運営することとなる。
- 娘も、放課後に当該食卓を利用するようになる。

3つの支援を組み合わせることによる効果

- 相談機関はアウトリーチしながら、世帯全体に関わる複合的な課題を包括的に受け止め、ニーズに対応したスピーディーな支援(参加支援)を提供でき、結果として、**課題が顕在化する前に世帯全体を立てて見直しを立てることができた。**
- また、地域づくりに向けた支援を通じて、住民のニーズも満たされた新たな地域活動が創出され、**Aさん家族も地域で孤立に受け止められる**ようになった。

○重層的なセーフティネットを強化するための新たな事業

※条全体が今回新設

(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

① 相談支援

新
②の参加
支援

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

二 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

3つの支援の関係性(①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援)

○①から③の事業については、相互に関連して地域住民を支える重層的なセーフティネットとして効果を有する。例えば、

- ・①と③については、地域住民同士の交流の促進により、個人・その世帯や地域が抱える課題に対する住民の気づきが生まれ、相談支援へ早期に繋がりがやすくなる
- ・①と②、③については、相談支援で浮かび上がった個人のニーズに対して、②・③において開拓された地域資源によって多様な支援が可能となる

③ 地域づくりに向けた支援

一 重層的支援体制整備事業が、より多くの市町村において円滑に実施されるよう、同事業を実施していない市町村に対し、計画の策定、支援会議の設置及び同事業の実施の準備について、必要な助言、研修等を通じた人材育成その他の援助を行うよう努めること。また、市町村における同事業の実施状況によっては、できる限り速やかに必要な見直しに向けた検討を開始すること。

二 より多くの市町村において支援会議が組織されるよう、その役割や重要性について周知を図るとともに、効果的な運営方法に関するガイドラインを作成するなど必要な支援を行うこと。また、支援会議に関する守秘義務の規定については、支援会議において知り得た全ての事項が含まれるものであることの周知を徹底すること。

三 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金については、同事業が、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援等の事業のほか、伴走支援や多機関協働といった新しい機能を持つものであることを踏まえ、必要な予算の確保に努めること。とりわけ、裁量的経費についても事業を安定的に運営することができるよう、必要な予算の確保に努めること。

四～九 (略)

一、重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。

二～六 (略)

地域共生社会の実現において求められる機能

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について (概要)

総論

平成30年3月27日 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

○ 社会福祉士は、高齢者支援、障害児者支援、子ども・子育て支援、生活困窮者支援等の幅広い分野で活用されている。また、社会保障分野のみならず、教育や司法などの分野においてもその活用が期待されている。

※ 社会福祉士の就労先は、高齢者福祉関係: 43.7%、障害福祉関係: 17.3%、医療関係: 14.7%、地域福祉関係: 7.4%、児童・母子福祉関係: 4.8%となっている。
※ スクールソーシャルワーカーの約半数が社会福祉士の有資格者であり、矯正施設においても社会福祉士の配置が増えている。

○ 少子高齢化の進展など、社会経済状況の変化によるニーズの多様化・複雑化に伴い、既存の制度では対応が難しい様々な課題が顕在化してきている。また、子ども・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指しており、社会福祉士には、ソーシャルワークの機能を発揮し、制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発といった役割を担うことができる実践能力を身につけることが求められている。

○ 地域共生社会の実現に向けた各地の取組には、社会福祉士が中心となり、地域住民等と協働して地域のニーズを把握し、多職種・多機関との連携を図りながら問題解決に取り組んでいる事例などがある。地域の様々な主体と連携した取組が必要となる中で、社会福祉士には、地域住民の活動支援や関係者との連絡調整などの役割を果たすことが求められている。

各論

社会福祉士養成課程におけるカリキュラムの見直し

○ 複合化・複雑化した個人や世帯への対応のほか、地域共生社会の実現に向け、ソーシャルワークの機能を発揮できる社会福祉士を養成するため、養成カリキュラムの内容や実習及び演習を充実。

地域全体での社会福祉士育成のための取組の推進

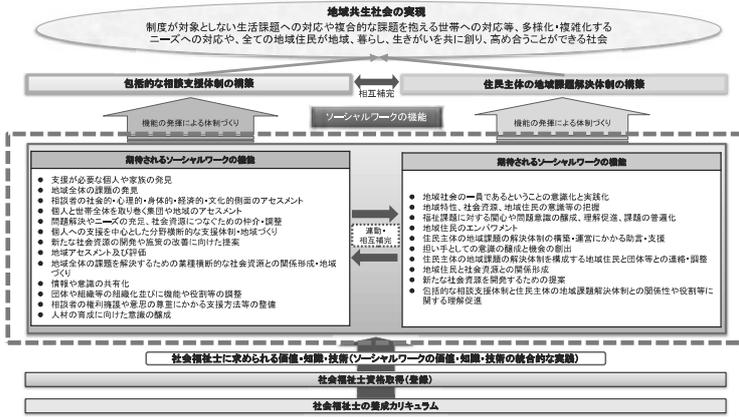
○ 職能団体や養成団体だけでなく、行政や地域住民等の地域の様々な関係者とともに連携・協働して、学び合いや活動の機会を設けることにより、地域でソーシャルワークの機能が発揮される取組を推進。

社会福祉士の役割等に関する理解の促進

○ 社会福祉士による地域共生社会の実現に向けた活動状況等を把握し、社会福祉士が果たしている役割や成果の「見える化」を図り、国民や関係者の理解を促進。

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる実践能力

社会福祉士には、養成カリキュラムにおいて専修した価値・知識・技術を統合的に実践し、ソーシャルワーク機能を発揮することによって地域共生社会の実現に資する「包括的な相談支援体制」及び「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制」を構築・維持する役割を果たすことが期待される。



※福祉人材確保専門委員会(第10回)資料をもとに、委員会での検討内容を整理したものの。

包括的な相談支援体制

全ての人が安心・安全にその人らしい自立した日常生活を継続することができるよう、福祉課題やニーズを発見した者又は相談を受けた者並びに所属する社会福祉法人等の事業者が、福祉のみならず、医療、介護、保健、雇用・就労、住まい、司法、商業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、教育、まちおこし、多文化共生など、多様な分野や業種の公私の社会資源並びに住民主体の地域課題解決体制と連動し、福祉課題の解決やニーズの充足に必要な支援を包括的に提供すると共に、制度の狭間の問題や表出されていないニーズを把握し、必要に応じて社会資源やサービスを開発する体制といえるのではないかと。

なお、相談を受けた者が所属する社会福祉法人など各地の事業所が役割を果たすことが求められる。

住民主体の地域課題解決体制

住民一人ひとりが、地域福祉を推進する主体及び地域社会の構成員であるという当事者意識を持ち、自身の身近な圏域に存在する多種多様な福祉課題や表出されていないニーズに気づき、他人事を我が事として捉え、地域課題の解決に向けてそれぞれの経験や特性等を踏まえて役割を分かち合う体制といえるのではないかと。

なお、各地域で構築されている包括的な相談支援体制と連携することが必要である。

※福祉人材確保専門委員会(第9回)資料をもとに、委員会での検討内容を整理したものの。

包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能

- 地域において支援が必要な個人や世帯及び表出されていないニーズの発見
- 地域全体で解決が求められている課題の発見
- 相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント
- 相談者個人、世帯並びに個人と世帯を取り巻く集団や地域のアセスメント
- アセスメントを踏まえた課題解決やニーズの充足及び適切な社会資源への仲介・調整
- 相談者個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制及び地域づくり
- 必要なサービスや社会資源が存在しない又は機能しない場合における新たな社会資源の開発や施策の改善の提案
- 地域特性、社会資源、地域住民の意識等を把握するための地域アセスメント及び評価
- 地域全体の課題を解決するための業種横断的な社会資源との関係形成及び地域づくり
- 包括的な相談支援体制に求められる価値、知識、技術に関する情報や認識の共有化
- 包括的な相談支援体制を構成するメンバーの組織化及びそれぞれの機能や役割の整理・調整
- 相談者の権利を擁護し、意思を尊重する支援や方法等の整備
- 包括的な相談支援体制を担う人材の育成に向けた意識の醸成

※福祉人材確保専門委員会(第9回)資料をもとに、委員会での検討内容を整理したものの。

住民主体の地域課題解決体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能

- ソーシャルワーカー自身が地域社会の一員であること意識化と実践化
- 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握
- 個人、世帯、地域の福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解の促進、福祉課題の普遍化
- 地域住民が支え手と受け手に分かれることなく役割を担うという意識の醸成と機会の創出
- 地域住民のエンパワメント(住民が自身の強みや力に気づき、発揮することへの支援)
- 住民主体の地域課題解決体制の立ち上げ支援並びに立ち上げ後の運営等の助言・支援
- 住民主体の地域課題解決体制を構成するメンバーとなる住民や団体等との連絡・調整
- 地域住民や地域の公私の社会資源との関係形成
- 見守りの仕組みや新たな社会資源をつくるための提案
- 「包括的な相談支援体制」と「住民主体の地域課題解決体制」との関係性や役割等に関する理解の促進

※福祉人材確保専門委員会(第10回)資料をもとに、委員会での検討内容を整理したものの。

現任の社会福祉士の学び直しや自己研鑽

- 現任の社会福祉士の学び直しに関して、
 - ・ 所属組織において、職場の職務に加え、社会福祉士が地域に関わることについての理解が必要
 - ・ 実習生の受入れや国家資格取得後の現任研修の強化等については、所属組織によるサポート体制の充実が必要
 - ・ 現任社会福祉士の育成には、就労先の事業所(雇用者)が社会福祉士の自己研鑽の意義を理解し、スーパービジョンへの理解が重要
 といった意見があった。こうした意見も踏まえ、職能団体や事業者団体が協力しつつ、経営者等への働きかけを通じて、所属組織による理解を促していく取組が必要である。
- 社会状況の変化やニーズの多様化・複雑化に伴い、社会福祉士の活躍の分野は広がってきており、実践力を向上させていくためには、資格取得後の不断の自己研鑽が必要である。
- 一方で、社会福祉士は、同一の職場に配置される人数が少ないため、OJTが難しいという実態もある。この点も含めて、職能団体を中心となって取り組んでいる認定社会福祉士制度を活用することが考えられる。

「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」(平成30年5月27日社会保険審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会)より

【参考】

社会福祉士養成課程の教育内容の見直し

